

鳥取縣公報

号 外 月 曜 日

卷之三

告示二百三十九号

度量衡法施行細則（明治四十二年農商務省令第二十八号）第四十八條の規定により岩美郡及び氣高郡の度量衡器、計量器第一種取締を次のように執行する。

昭和二十六年五月二十一日

烏取縣知事
西尾愛治

五月二十三日 午前九時から
午後三時まで

二十四日	二十六日	二十五日	二十八日	"	"	"	"
美穂村	東郷村	大和村	大正村	"	"	"	"

00894

二十九日	千代水村	千代水村
三十日	湖山村	湖山村
三十一日	岩美郡倉田村	倉田村
六月一日	米里村	米里村
二日	津ノ井村	津ノ井村
四日	面影村	面影村
五日	宇倍野村	宇倍野村
十一日	成器村	成器村
七日	大茅村	大茅村
六日	面影村	面影村
八日	宇倍野村	宇倍野村
九日	成器村	成器村
十日	大茅村	大茅村
十一日	津ノ井村	津ノ井村
十二日	面影村	面影村
十三日	宇倍野村	宇倍野村
十四日	成器村	成器村
十五日	大茅村	大茅村
十六日	津ノ井村	津ノ井村
十七日	面影村	面影村
十八日	宇倍野村	宇倍野村
十九日	成器村	成器村
二十日	大茅村	大茅村
二十一日	津ノ井村	津ノ井村

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

印發

行鳥取縣鳥取市東町
刷鳥取縣鳥取市東町
所鳥取縣鳥取市東町
印

所

昭和二十六年五月二十一日印刷
昭和二十六年五月二十一日發行